

入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び野洲市契約規則（平成16年野洲市規則第55号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月23日

野洲市長 栢木 進

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 令和2年度工第50号 |
| (2) 工事名 | 野洲市学童保育所ネットワーク環境整備工事 |
| (3) 工事場所 | 野洲市 小篠原2142番地 地先 他 |
| (4) 工事概要 | 小規模ルータ設置 9台
フロアスイッチ 13台
無線アクセスポイント 25台
LAN配線 CAT6A 577.6m
ネットワーク機器設定（9施設）一式 |

【対象学童保育所】

- | | |
|----------|----------|
| ① 野洲第1～6 | ⑥ 祇王第1～2 |
| ② 野洲第7 | ⑦ 祇王第3～6 |
| ③ 三上第1～2 | ⑧ 篠原第1～2 |
| ④ 北野第1～2 | ⑨ 中主第1～4 |
| ⑤ 北野第3～4 | |

- | | |
|------------|---------------------------|
| (5) 工 期 | 契約締結の日から令和3年3月25日まで |
| (6) 予定価格 | 14,239,000円（消費税及び地方消費税抜き） |
| (7) 最低制限価格 | 事後公表 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない

こと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 申請書の提出時において、野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気通信工事の建設業の許可を有していること。

- (8) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置すること。

1) 電気通信工事の許可に対応した有資格技術者を配置すること。

- 2) 配置予定技術者については、直接かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- (9) 本公告の日現在、国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体の発注したLAN整備並びにスイッチ類の設定及び設置を含む情報通信ネットワーク整備を履行した実績(履行中のもの又は下請けを含む。)を有する者であること。
- (10) ISMSの認定を受けており、定期的に更新がされている者。又は、社内セキュリティの管理体制保管方法(特に個人情報)、社内セキュリティ教育の実施・維持・継続、外部、外注に対するセキュリティ指導・監査の実施・権利方法等の書類を提出の上、野洲市が有資格と認めた者。
- (11) 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関して、判決による罰金及び和解金の支払いがない者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1(野洲市役所本館2階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail : soumu@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
 - 1) 提出期間 令和2年12月23日(水)から令和3年1月6日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)
 - 2) 提出方法 申請書等を郵送又は持参すること。
 - 3) 提出先 上記(1)に同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付方法
 - 1) 交付期間 令和2年12月23日(水)から令和3年1月6日(水)まで
なお、最終日は17時15分までとする。
 - 2) 交付方法 設計図書等閲覧申出書(様式10)を(1)担当部局 E-mailアドレス先に受領した後に、申請者に設計図書等をPDF化したデータをメールで送付する。

4 質問の受付期間及び方法

- (1) 受付期間 令和2年12月23日(水)から令和3年1月6日(水)17時00分まで
- (2) 方法 電子メール以外の方法によるものは受け付けない。詳細は、入札説明書記載のとおり

5 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年1月15日(金)午後1時30分
- (2) 場所 野洲市役所本館2階 第五会議室(滋賀県野洲市小篠原2100番地1)にて行う。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する

(2) 契約保証金 契約金額の10%以上

- 7 前金払、中間前金払及び部分払
行う。詳細は入札説明書のとおり。
- 8 入札無効の要件
野洲市契約規則第14条による。
- 9 入札失格の要件
野洲市入札執行要領第13条による。
- 10 その他必要な事項
入札説明書に記載のとおり